



平成 20 年 9 月 24 日

各 位

会社名：オリエント時計株式会社
 (コード：7764)
 代表者名：代表取締役社長 渡邊 淳
 問合せ先：取締役管理担当部長 河邊 俊二
 (TEL：03-3255-1451)

セイコーエプソン株式会社による当社普通株式に対する
 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 24 日開催の取締役会において、セイコーエプソン株式会社（コード番号：6724 以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり意見表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商号	セイコーエプソン株式会社	
(2) 事業内容	情報関連機器（プリンタ、スキャナ等コンピュータ周辺機器及びパソコン、液晶プロジェクター等映像機器）、電子デバイス（ディスプレイ、半導体、水晶デバイス）、精密機器（ウオッチ、眼鏡レンズ、FA）、その他の開発・製造・販売・サービス	
(3) 設立年月日	昭和 17 年 5 月 18 日	
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 上記は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記で行っております。 長野県諏訪市大和三丁目 3 番 5 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 碓井 稔	
(6) 資本金	532 億 400 万円	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 20 年 3 月 31 日現在)	青山企業株式会社 10.34% 三光起業株式会社 7.27% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室) 7.16% 服部 靖夫 3.69% 服部 れい次郎 3.59% 第一生命保険相互会社 3.17% セイコーホールディングス株式会社 3.12% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 3.09% 服部 勲 2.85% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 2.66%	

(8) 買付者と対象者の関係	資本関係	公開買付者は、平成20年9月24日現在、当社の普通株式16,521,250株(当社の発行済株式総数の52.0%)を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である渡邊淳及び取締役である佐藤敏は公開買付者の従業員であり、当社の社外監査役である草深完至及び内藤高弘並びに常勤監査役上村和孝も公開買付者の従業員です。このほか、当社は公開買付者より従業員3名の出向を受け入れております。
	取引関係	当社は公開買付者よりウオッチムーブメント等を購入しております。 なお、当社グループと公開買付者グループの間には、情報関連事業、電子デバイス事業及び時計事業において取引があります。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は当社の親会社にあたるため、関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年9月24日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致でセイコーエプソン株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同することを決議いたしました。従って、当社は、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の51.99%（16,521,250株。なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）を保有し、当社を連結子会社としておりますが、このたび、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する本公開買付けを実施いたします。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

公開買付者グループは、情報関連機器（プリンタ・液晶プロジェクター・PC等）、電子デバイス（中・小型液晶ディスプレイ・水晶振動子・CMOS LSI等）、精密機器（ウオッチ・ウオッチムーブメント・プラスチック眼鏡レンズ・水平多関節型ロボット等）などの開発、製造、販売を主な事業とし、公開買付者及び公開買付者と一体となった国内外の製造・販売関係会社（連結子会社98社、非連結子会社のうち持分法適用会社2社、及び持分法適用関連会社4社）によって事業展開を行っております。

公開買付者グループは、イメージングソリューションを提供するリーディングカンパニーとしての事業基盤を十二分に活かし、将来にわたって着実に成長していくための指針として、平成15年に中長期基本構想（SE07）（以下「中長期基本構想」といいます。）を策定し、i1（imaging on paper：プリンタ）、i2（imaging on screen：プロジェクター）、i3（imaging on glass：ディスプレイ）という公開買付者グループの強みが活かせる事業ドメイン（3i）に経営資源を集中し、完成品事業と電子デバイス事業が連携を図りつつ各事業領域を拡大すると同時に、これらの3つの「i」分野が連携・融合しながら新しい市場や事業を創出していくことを目指しています。

一方、当社は、昭和25年の設立以来、「ORIENTブランド」の腕時計の製造・販売を主たる業務として、グローバルな販売活動を展開しております。

当社は、昭和36年10月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、その後、子会社である秋田オリエン特精密株式会社（以下「秋田オリエン特精密」といいます。）が、プリンタ部品及び水晶振動子の加工・組立・販

売を行い、また株式会社ユーティーエスが半導体シリコンウェハの加工を行うことにより、情報関連事業及び電子デバイス事業にも進出し、グループの事業を拡大してきました。公開買付者グループは、ウオッチ事業の販売先として、またプリンタ事業及び水晶デバイス事業の製造委託先として、当社及びその子会社との取引を開始し、また当社に対して資本参加及び役職員の派遣を行ってきました。当社は、時計事業における国内の消費低迷などから業績が悪化し、平成12年3月期に連結債務超過に陥りました。これに対し、当社は平成12年10月に再建計画を策定し、平成13年3月には財務基盤の安定化と関係強化を目的として、公開買付者を引受先とする第三者割当増資を実施した結果、公開買付者が51.99%の株式を保有することとなり、当社は公開買付者の連結子会社となりました。

その後当社は、上場維持を図るべく、資本増強等債務超過解消の方策について検討を重ねましたが、平成15年3月期まで3期連続の債務超過に陥り、平成15年7月、当社の株式は、東京証券取引所市場第二部の上場を廃止されました。現在当社の株式は、日本証券業協会のグリーンシート銘柄の指定を受けております。

また、この間、当社の連結子会社である秋田オリエント精密は、時計製造で培った精密加工・組立技術を活かして、公開買付者グループのプリンタ製品に使用する部品の加工・組立及び水晶振動子の加工へと事業内容の転換を果たし、以降、公開買付者グループの重要な国内製造拠点の一つとしての役割を担っています。

現在の公開買付者グループを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し非常に厳しい状況にあります。このような厳しい事業環境を勝ち抜き、公開買付者グループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠となります。そして、公開買付者は、公開買付者グループの中長期基本構想でも公開買付者グループの支柱事業として位置付けられているプリンタ事業、及び電子デバイス事業の中核となる水晶デバイス事業において、これを実現するためには、当社グループとの一層の連携強化が必要となると判断しております。

そこで公開買付者は、本公開買付け及びその後に予定している株式交換により当社を完全子会社化し、必要な施策を推進していくことが、公開買付者グループの経営のスピードを向上するとともに更なる効率化の実現につながり、公開買付者グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化の観点から最善の選択であるものと判断いたしました。

当社にとりましても、当社グループの主力事業である情報関連事業と電子デバイス事業が他社からの製造受託であるという性格を有することから、当社グループが独自に生産技術力や生産性を向上するには限界があります。今後予想される当社グループの厳しい事業環境を考慮すると、当社が公開買付者の完全子会社となることにより、当社グループは、公開買付者グループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な企業経営を実現することができ、最終的には当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。また、下記(3)記載のとおり、本公開買付けの算定価格は合理的な価格であり、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対しても適切な売却機会を提供するものと判断し、賛同することといたしました。

なお、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の従業員及び時計事業等に関連するブランド等につきましては維持継続する予定です。公開買付者により、当社の完全子会社化が完了した後は、当社グループは公開買付者グループの技術、ノウハウ、生産設備、生産方式などの経営資源を有効活用することにより、より効率的かつ機動的な事業オペレーション体制を構築していきます。まず、秋田オリエント精密が営むプリンタ事業については、自動化・高効率合理化生産設備の共同開発と導入により、高品質・低コスト製品の製造・加工を可能とし、当社グループ、ひいては公開買付者グループの更なる競争力強化につなげることを目標といたします。また、同様に秋田オリエント精密が営む水晶デバイス事業についても、公開買付者グループの主力製品で今後多彩なアプリケーションへの搭載が期待されるジャイロセンサーなどの国内量産基幹拠点として位置付け、新たな生産方式の開発・導入により生産効率性を向上するとともに、製品の量産立ち上げを中心に商品開発のスピード化を実現し、事業の拡大と強化を目指していきます。一方、当社グループの時計事業においては、公開買付者グループの有する精密機器事業における生産・製造に関する技術、ノウハウ、人材などの経営資源の活用を通して、製造基盤の強化を図るとともに一層の採算改善に取り組みます。さらに当社グループは、公開買付者グループ内外における再編を含むあらゆる可能性も視野に入れつつ、その時々における最善の施策を継続的に検討し、実施していくことにより、当社グループの事業体質及び経営基盤の強化を行い、当社グループ、ひいては公開買付者グループ

プ全体の企業価値の最大化を図っていく予定です。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）から平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、日興コーディアル証券からは買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。）。日興コーディアル証券は、類似上場会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値を算定しております。それぞれの手法によって算定された当社の1株当たりの株式価値の範囲は、類似上場会社比較法では107円から131円、DCF法では102円から156円であります。公開買付者は、かかる株式価値算定書を参考にし、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成立の見通し等も総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉結果等もふまえ、最終的な買付価格を130円と決定いたしました。なお、買付価格130円は、公開買付者取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）直近の取引成立日（平成20年9月22日）において成立した取引の売買価格70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、公開買付者取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）において日本証券業協会が公表した当社普通株式の買い気配値70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）上回っております。

一方、当社においては、公開買付者が当社の親会社であることから、公開買付者から当社の株主の皆様に対して提示される買付価格その他の条件についてその公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである新光証券株式会社（以下「新光証券」といいます。）から、平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、新光証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。）。また、当社のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所からは当社の意思決定の公正性の担保について必要な法的助言も得ております。

当社はこれらの内容を踏まえたうえで、公開買付者との協議内容や本公開買付けの諸条件を検討した結果、平成20年9月24日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

以上に加え、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である34営業日に設定することにより、他の買付者による買付けの機会を確保するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けの応募の適切な判断機会が提供されているものと考えております。また、当社と公開買付者との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

(4) 利益相反を回避するための措置

公開買付者と公開買付者の連結子会社である当社との利益相反を回避するための措置として、上記(3)記載のとおり、公開買付者と当社はそれぞれ別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、それを参考に公開買付者は本公開買付けの買付価格を決定し、当社は本公開買付けに対する賛同等に関する判断をいたしました。

また、当社の取締役会は本公開買付けに対する意見表明にかかる決議をするにあたり、新光証券による株式価値算定書に加え、当社のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所の助言も参考にいたしました。なお、平成20年9月24日開催の当社取締役会において本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をするにあたっては、当社の代表取締役社長である渡邊淳及び取締役である佐藤敏は公開買付者の従業員であるため、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から審議及び決議には参加しておらず、当社の社外監査役である草深完至及び内藤高弘はいずれも公開買付者の従業員であり、また常勤監査役上村和孝も公開買付者の従業員であるため、それぞれ利益相反のおそれがあることから、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。当社の上記取締役会においては、このような利益相反回避のための措置が採られたうえで、上記渡邊及び佐藤以外の当社の取締役全員が参加し、決議に参加した

取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することをお勧めすることを決議しました。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

上記(2)記載のとおり、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますが、グリーンシート銘柄の指定を受けている当社の株式は、金融商品取引所市場に上場している有価証券とは異なり、流動性が極めて低なかで、当社株主の皆様へ売却の機会を提供しつつ円滑に完全子会社化を行うため、本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにより公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、本公開買付け後に、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社の株主の皆様（但し、公開買付者を除きます。）に対して当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。本株式交換においては、当社の株主の皆様（但し、公開買付者を除きます。）が所有する当社株式の対価として金銭を交付することを予定しております。なお、公開買付者は、当社に対し、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の制度の活用を要請する可能性があり、その場合には当社における株主総会の決議を経ずに本株式交換が実施される可能性があります。また、公開買付者においては、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者の株主総会の承認決議を経ずに本株式交換を実施する予定です。

なお、公開買付者は、本株式交換について効力発生日を平成21年3月1日（予定）とし、当社の株主の皆様（但し、公開買付者を除きます。）が所有する当社株式の対価として金銭を交付することを予定しておりますが、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主の皆様による当社株式の保有状況等によっては、本株式交換の実施の有無又は対価・実施時期等の諸条件に変更が生じる可能性や、本株式交換に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、当社の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

また、本株式交換が行われる場合、交付されることとなる金銭の額は現段階では未定ですが、当該額は特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準とする予定です。しかしながら、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の経営、事業、業績及び財政状態並びにこれらの見込み、当社の事業を取り巻く経営環境の変化、公開買付者グループの業績等の変動や株式市場の影響並びに裁判所の判断等といった特段の事情により、当該額が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。

本株式交換については、本株式交換に反対する当社の株主の皆様が会社法第785条その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株式買取請求権を行使した場合の1株当たりの買取価格についても、最終的には裁判所が判断することとなるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換に際して当社の株主の皆様へ交付される財産の経済的価値とは異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求にかかる税務上の取扱い等については、株主の皆様が、自らの責任において、各自の税務アドバイザー等にご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換又はそれに代わる手続の具体的な日程等の詳細につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(6) 当社株式がグリーンシート銘柄の指定の取消しとなる見込みがある旨及びその事由

当社株式は、現在、日本証券業協会のグリーンシート銘柄に指定されておりますが、公開買付者は、本公開買付け終了後、上記(5)記載の本株式交換の手続により、当社が公開買付者の完全子会社となる場合には、取扱証券会社より日本証券業協会へグリーンシート銘柄の指定の取消し届出がなされる予定であり（届出の日程等は現時点で未定です。）、かかる届出により、当社株式は、日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に従い、所定の手続を経てグリーンシート銘柄の指定を取り消されることとなる見込みです。なお、この届出は、当社が最終的に公開買付者の完全子会社となることを見込んで行うものであり、本公開買付けは、上記(1)及び(2)に記載のとおり、当社を最終的に公開買付者の完全子会社とすることを目的とするもので、指定の取消し自体を目的とするものではありません。

グリーンシート銘柄の指定が取消しとなった後は、当社株式について日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に基づく店頭取引を行うことができなくなりますが、上記(5)記載のとおり、公開買付者は、本公開買付け終了後に本株式交換を実施することを予定していますので、本公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様は本株式交換により当社株式の対価(上記(5)に記載のとおり、対価は本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準とする予定ですが、現段階では未定です。)を受領する予定です(また、本株式交換に反対する当社の株主の皆様は会社法第785条その他関連法令の定めに従って株式買取請求権を有する場合があります。)。但し、上記(5)に記載のとおり、本株式交換の実施の有無又は時期等の諸条件に変更が生じる可能性があります。

また、上記指定取消しの届出が何らかの理由により行われぬ又は遅延した場合でも、本株式交換の実施に伴い、日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に基づく、当社の完全子会社化を理由とする日本証券業協会による指定取消しの規定に従い、当社株式は、所定の手続を経てグリーンシート銘柄の指定を取り消されることとなる見込みです。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の第三位株主(平成20年6月30日現在)である株式会社みずほコーポレート銀行との間で、平成20年9月24日に公開買付けの応募に関する契約を締結し、同社の所有する当社株式1,433,000株(本書提出日現在、発行済株式総数に対する所有割合4.51%(小数点以下第三位を四捨五入しています。))の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付け期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上